



野焼き・不法投棄は法律で禁止されています

問い合わせ 環境下水道課 ☎0537⑧51162

野焼きは例外を除いて禁止です

【例外となる焼却行為】

- ① 農業などを営むために必要な草、稲わらの焼却
- ② たき火、バーベキューなどの日常生活中での焼却
- ③ どんど焼きなどの、ならわしやしきたりに関する廃棄物の焼却
- ④ 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な河川敷、道路などの草焼き
- ⑤ 震災、火災、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

※これらの焼却を行う場合でも、煙や臭いが発生して近隣住民の迷惑となる場合は、指導の対象となります。

◆不法焼却・不法投棄は罰則が科せられます

【5年以下の懲役】または【1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金】の対象です。



不法投棄は犯罪です！

法律に違反して廃棄物をむやみに捨てることは、近隣に迷惑を掛けることや、環境を破壊するなどの影響があります。

決められたルールに従って「ごみ」を適正に処理しましょう。

不法投棄されにくい環境を整備しましょう

皆さんの大切な財産が狙われています。

所有する土地に不法投棄されてしまい、その行為者がわからなかった場合、現場に残された不法投棄物は行政では撤去することはできません。土地を所有・管理している皆さんが撤去することとなりますのでご注意ください。



アナログテレビをお使いの人に大切なお知らせ

問い合わせ (株)御前崎ケーブルテレビ ☎0537⑧68882

(株)御前崎ケーブルテレビでは総務省からの要請を受け、地上アナログ放送が終了した平成23年7月24日以降もアナログテレビ(ブラウン管テレビなど)が使用できるよう、地上デジタル放送をアナログ方式に変換してお届けする【デジアナ変換】を実施していますが、

このデジアナ変換が平成27年3月末をもって終了となります。

現在アナログテレビでデジアナ変換放送を視聴している人は、地上デジタル放送を視聴できるよう、早めに対策をお願いします。※ケーブルテレビのチューナー(STB)が設置済みのテレビは、デジタル放送を視聴できます。

■ケーブルテレビのインターネットが変わりました！

平成26年6月2日(月)より月額利用料はそのままインターネットの通信速度を増速しました！

契約名	月額料金(税込)	変更前	変更後
		速度(下り/上り)	速度(下り/上り)
エコノミーコース	1620円	256kbps/128kbps	1Mbps/512kbps
プレミアムコース	3240円	20Mbps/3Mbps	30Mbps/3Mbps

※通信速度はベストエフォートになります。インターネット契約には基本ライセンス契約、または基本契約への加入が必要です。



今秋より御前崎ケーブルテレビ史上最速の通信速度下り最大300Mbpsのコースが誕生します！あわせてキャンペーンも企画中ですのお楽しみに！